令和2年度科研費執行における、昨年度からの変更点

【物品費】

今年度より、以下に挙げる物品（以下6点）の管理・運用方法が変更となりました。

以下の物品については、1個または1組の価格が税込10万円未満でも資産管理の対象となります。該当する物品の経費支出時は、支払依頼書に設置場所名の記入をお願いします。

**(1)パソコン、(2)タブレット型コンピュータ、(3)デジタルカメラ、(4)ビデオカメラ、(5)テレビ、**

**(6)録画録音機器**

【人件費】

アルバイト職員の時間給が以下の通りとなります。（自宅から勤務地までの距離が2KM以上の場合、学部・院生等については夏期等休業期間のみ対象）

